訪問介護　重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ＫＥＡ－ＮＥＴ株式会社
主たる事務所の所在地	〒274-0807 千葉県船橋市咲が丘１丁目４－３
代表者（職名・氏名）	代表取締役　　染谷 悟
設　立　年　月　日	2023年3月16日
電　　話　　番　　号	047-402-6066

２．事業所の概要

事　業　所　の　名　称	あしたば訪問介護ステーション		
事 業 所 の 所 在 地	〒274-0807 千葉県船橋市咲が丘１丁目４－３		
電　　話　　番　　号	047-402-6066		
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	047-402-6067		
指定年月日・事業所番号	2023 年 7 月 1 日指定	1270910233	
通常の事業の実施地域	船橋市・白井市・鎌ケ谷市		
併　設　事　業　所			
第三者評価の実施の有無	有　・　無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有　・　無

３．運営の方針

- 訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

１）提供するサービスの内容について

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能や意欲を高めるために利用者と共に行う援助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院･外出介助、自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助（日常生活を営む機能を高める観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りなど）など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

２）訪問介護員の禁止行為

① 医療行為または医療補助行為
② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預り
③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

５．営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前９時から午後６時まで ただし利用者の希望に応じて、上記時間外でもサービス提供可能な体制をとります。

６．事業所の従業者の体制

職種	職務内容	配置数
管理者	従事者・業務の一元管理、従事者に対する指揮命令	常勤１名
サービス提供責任者	利用申込み調整、利用者の状態の変化やサービスに関する意向の把握、訪問介護員への利用者情報の伝達および業務指導、サービス担当者会議への出席等。また、その他サービス内容の管理について必要な業務	常勤専従1名以上
訪問介護員	訪問型サービスの提供	2.5名以上

７．利用料等

ご利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の１割又は２割又は３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、利用者負担金額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（1）訪問介護の利用料

【基本部分】

区分	所要時間	訪問介護費（１回あたり）				
		単位数	基本利用料 ※（注１）参照	**利用者負担金** （自己負担１割の場合） ※（注２）参照	**利用者負担金** （自己負担２割の場合） ※（注２）参照	**利用者負担金** （自己負担３割の場合） ※（注２）参照
身体介護	20分未満	163	1，767円	177円	353円	530円
	20分以上30分未満	244	2，645円	265円	529円	794円
	30分以上１時間未満	387	4，195円	420円	839円	1，259円
	１時間以上 （30分を増すごとに加算）	567 (+82)	6，146円 （＋889円）	615円 （＋89円）	1，230円 （＋178円）	1，844円 （＋267円）
生活援助	20分以上45分未満	179	1，940円	194円	388円	582円
	45分以上	220	2，385円	239円	477円	716円
身体介護＋生活援助	身体介護 20分以上30分未満 生活援助 45分以上	374	4，054円	405円	810円	1，216円

【減算】
以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担		
			１割	２割	３割

高齢者虐待防止未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数×１％の減算
同一建物減算※	事業所と同一敷地内建物等の利用者にサービスを行う場合、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	上記基本部分の９０％
	事業所と同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	上記基 本部分の８５％
	正当な理由なく、事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	上記基本部分の８８％

（注）※印の減算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（１回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※（注１）参照	**利用者負担金** **（自己負担１割の場合）** ※（注２）参照	**利用者負担金** **（自己負担２割の場合）** ※（注２）参照	**利用者負担金** **（自己負担３割の場合）** ※（注２）参照
初回加算	200	2,168円	217円	434円	650円
早朝・夜間	所定単位数の２５％		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
深夜の訪問	所定単位数の５０％				
特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ 特定事業所加算Ⅲ 特定事業所加算Ⅳ 特定事業所加算Ⅴ	所定単位数の Ⅰ：２０％ Ⅱ：１０％ Ⅲ：１０％ Ⅳ：３％ Ⅴ：３％ に相当する単位				
緊急時訪問介護加算	100	1,084円	108円	217円	325円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算減算の合計２４．５％		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ※			上記基本部分と各種加算減算の合計２２．４％		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ※			上記基本部分と各種加算減算の合計１８．２％		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ※			上記基本部分と各種加算減算の合計１４．５％		

（注１）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が４級地のため、単位数に10.84を乗じた額）であり、これが改定された場合は、

これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（注２）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

（注３）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（注４）介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の算定回数につきましては、１月あたりとなります。

（注５）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注６）特に記載のない項目については、１月につき加算される金額です。

（２）キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日 17 時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日 17 時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡がなかった場合	2，000円

（３）支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、25日までにご利用者指定口座へのご入金をお願いいたします。お支払方法は、毎月26日に銀行・郵便局の指定口座からの引き落としとなります。（振替日が土日祝の場合は翌営業日となります）

８．サービスの利用に当たっての留意事項

・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
・訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
・訪問介護員の指定はお受け致しかねます。

９．秘密保持及び個人情報の保護

・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

１０．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

※上記対応時間については原則サービス提供中となりますが、それ以外の時間帯は以下の連絡先にご連絡ください。

あしたば訪問介護ステーション：047-402-6066

※上記が繋がらない場合（24 時間対応）

070-1214-●●●● / 070-1201-●●●● / 090-6029-●●●●

１１．事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１２．高齢者虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者への委員会結果周知
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待を防止するための研修の実施
（４）上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

１３．苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

（１）事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号　047-402-6066 受付時間　月曜日から土曜日　9時から18時 担当者名　井●・寺●

（２）その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	船橋市　介護保険課	電話　047-436-2304
	白井市　介護保険係	電話　047-497-3473
	鎌ヶ谷市　介護保険係	電話　047-445-1380

	千葉県国保連合会　介護保険課	電話　043-254-7428

１４．サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

（1）利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の10日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が10日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

（2）事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

（3）自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
・利用者が死亡した場合

（4）その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業者が、守秘義務に反した場合
・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

・利用者の利用料等の支払いが1ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合